

立命館大学 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム(通称:大航海プログラム)
「文化遺産と芸術作品を防御するための若手研究者国際育成推進プログラム」
2012(平成24)年度前期 募集要項

2012年2月1日
組織的な若手研究者等海外派遣プログラム
(大航海プログラム)運営委員会

組織的な若手研究者等海外派遣プログラム(大航海プログラム)は、若手研究者に海外の研究機関や研究対象地域において積極的に研究を行なう機会を与え、国際的視野に富む有能な研究者を養成することを目的として、独立行政法人日本学術振興会より採択を受けているプログラムです。

本学では、特に国際的な教育・研究活動を展開している拠点である歴史都市防災研究センターおよびアート・リサーチセンターが中心的役割を担い、「文化遺産と芸術作品を防御するための若手研究者国際育成推進プログラム」を実施します。このプログラムでは、本学に所属または在籍する若手研究者を一定期間、海外へ派遣をいたします。

日本学術振興会「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」 <http://www.jsps.go.jp/j-daikokai/index.html>

立命館大学 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム(大航海プログラム)

事業実施期間:2010(平成22)年2月1日～2013(平成25)年1月31日 <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/re/k-rsc/dkk/j/index.html>

1. 応募資格

「文化遺産と芸術作品を防御する」ことを目的・テーマとした研究活動を行う若手研究者で、本事業における派遣趣旨を理解している者

- (1) 本学所属の学部学生、大学院生(リサーチ・アシスタント含む)、ポストドクトラルフェロー、助手、助教、講師
- (2) 本学にて受入を行なっている独立行政法人日本学術振興会 特別研究員(DC、PD)

2. 派遣目的

本プログラムは、渡航先での研究、調査、インターンシップ、セミナー参加、学会発表を行うことを派遣目的としています。

口頭説明を行わないポスター展示のみの学会発表や、学会参加のみを目的とした派遣は行いません。

3. 派遣期間

短期(2,3日)～最長10ヶ月

ただし、2012年4月1日～2012年9月30日(2012年度前期中)の期間に出発し、2013年1月25日までに帰国すること。

本事業の実施趣旨を鑑み、2ヶ月(日本出入国日を含め60日間)以上の中長期派遣を希望する、ポストドクトラルフェロー、助手、助教、講師を優先的に派遣します。複数国にまたがる派遣を希望する場合は、予め事務局へご相談ください。

4. 派遣経費の支給

日本学術振興会 研究者海外派遣基金助成金(組織的な若手研究者等海外派遣プログラム)取扱要領ならびに事務要領に基づき、下記の派遣経費を支給します。

海外派遣に直接かかわる往復航空券代の実費(空港使用料、出入国税を含む)

海外派遣に伴う日本国内の交通費の実費

滞在費(宿泊費・日当)

滞在費は派遣日数と派遣地域により別表 A 欄に基づいて算出します。

ただし、小学校入学前の未就学児を養育する若手研究者に限り、以下のすべての条件を満たす場合、別表 B 欄を適用して支給します。

- 1)申請者が小学校入学前の未就学児を養育していること。
 - 2)申請者が対象となる未就学児を帯同して派遣されること。
 - 3)派遣期間中の未就学児の一切の疾病ならびに事故に関しては、申請者が責任を負うことに同意すること。
- なお、いかなる事情に関わらず、派遣期間途中で未就学児を帯同しなくなった場合は、その間の派遣期間について別表 A 欄を適用します。

別表: 宿泊費・日当支給単価一覧

(単位:円)

	宿泊費(61泊目まで) 1泊あたり		宿泊費(62泊目以上) 1泊あたり		日当 1日あたり	
	A	B	A	B	A	B
甲地方・指定都市	12,000	19,300	9,600	15,440	3,500	6,200
乙地方	8,000	12,900	6,400	10,320	2,500	4,200
丙地方	7,000	11,600	5,600	9,280	2,000	3,800

(注)甲地方・乙地方・丙地方の区分は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の定めによる。

別表 B 欄の適用を受ける者は、次の書類の提出が必要です。

申請者が小学校入学前の未就学児を養育していることを証明する書類

例)世帯関係がわかる住民票の写し、申請者ならびに未就学児の健康保険証の写し

申請者ならびに帯同した未就学児のパスポートの写し(出入国記録がわかるもの)

派遣に関する同意書

5. 募集人員

短期派遣: 30 名程度、中長期(2ヶ月以上)派遣: 13 名

6. 応募書類(各1部、A4版両面印刷とします)

学会発表の場合

- (1)出張に関する手続き書類(研究費による出張手続きと同様の書式)
出張命令決裁書・・・研究支援者(リサーチ・アシスタント)、ポストドクトラルフェロー、助手、助教、講師
立命館大学旅費計算書・・・学部学生、大学院生、独立行政法人日本学術振興会特別研究員(PD・DC)
- (2)プログラムなどの学会開催概要がわかる資料

研究・調査・インターンシップ・セミナー参加の場合

- (1)海外派遣事業申請書(所定様式)
- (2)外国語能力を証明できるもの(外国語能力試験成績証明書、または他の方法による証明書類)
- (3)インターンシップまたはセミナー概要資料(該当の場合のみ)

7. 申請期限および問い合わせ先

- (1)締切日時:2012年2月29日(水) 17:00【時間厳守】 締切を過ぎての申請は受付できません。
- (2)提出先:立命館大学 リサーチオフィス(衣笠) (衣笠キャンパス 修学館2階)
担当:村上 (電話番号:外線 075-465-8206、内線 511-4723、asako1-a@st.ritsumeit.ac.jp)
または、立命館大学 リサーチオフィス(BKC)GCOE 事務局(防災システムリサーチセンター1階)
担当:梅原 (電話番号:外線 077-561-5083、内線 515-6805)
- (3)提出方法:上記窓口へ持参

8. 審査および採否通知について

書面選考のうえ、派遣者を決定します。なお、審査の結果、派遣日数の調整を行うことがあります。申請者への採否通知は、3月中旬を予定しています。

9. 派遣決定者の義務

派遣決定者には、帰国後の派遣修了報告書の提出および各センターなどでの成果発表の義務があります。

10. 留意事項

- (1)本プログラムの申請にあたっては、指導/受入教員とよく相談のうえ、応募書類をご提出ください。
- (2)現在、休学・休職中の者およびその予定の者が応募することはできません。
- (3)本事業による派遣決定通知は、派遣予定年度のポストドクトラルフェローや研究支援者(リサーチ・アシスタント)などの雇用契約を保証するものではありません。派遣予定年度に応募資格に該当しない場合は派遣を取り消します。
- (4)各種奨学金や研究助成金等を受給している場合、それらの継続受給の可否については、必ず申請者の責任において確認してください。
- (5)本事業運営委員会もしくは日本学術振興会からの指示などにより、派遣期間や派遣先の変更を申請者へ依頼することがあります。
- (6)派遣に関する諸連絡、研究計画や派遣中の進捗報告が不十分な場合は、本事業運営委員会の判断により派遣を打ち切ることがあります。
- (7)伝染病の流行や渡航禁止命令の発令、激甚災害時発生の場合は、以下のとおり対応してください。
学籍を有する者・・・大学の決定に基づく勧告に従う。
本学と雇用関係にある者・・・大学の決定に業務命令として従う。

海外派遣事業申請書(所定様式)

使用言語に関する自己評価「優・良・可・不可」の基準について

申請書6 - (2)の「使用言語に関する自己評価」については、以下の基準を参考に記入してください。

	読解力	作文力	ヒアリング力	会話力
優	論文・新聞等の内容をほぼ完璧に読める。	論文・手紙等をほぼ完璧に書ける。	学会講演・映画・ニュース等の内容をほぼ完全に聞き取れる。	学会講演・質疑応答、ネイティブスピーカーとの交渉・討論がほぼ完全にできる。
良	自分の専門の論文をほぼ完璧に読める。	論文・手紙等を書ける。ただし、多少の校閲は必要とする。	学会講演をほぼ完全に聞き取れる。	学会講演はほぼ完全にできる。質疑応答、ネイティブスピーカーとの交渉・討論は半分程度できる。
可	自分の専門の論文を、辞書を引きながらであれば読める。	論文・手紙等を、辞書を引きながらであれば書ける。	学会講演を 50%程度であれば聞き取れる。	メモを読みながらであれば学会講演はできる。質疑応答、ネイティブスピーカーとの交渉・討論はスムーズではないが意思の疎通は可能。
不可	辞書を用いても文章を読むことが困難。	辞書を用いても文章を書くことが困難。	学会講演を理解することが困難。	相手の理解が得られるように会話するのが困難。